

リンナイ化学物質管理指針

第 4.1 版

2019 年 7 月 29 日発行

リンナイ株式会社



Rinnai

リンナイ化学物質管理指針 目次

1. 目的	3
2. 用語の定義	3
3. 環境管理物質	4
4. 使用禁止物質の除外用途	5
4.1. RoHS 指令に基づく除外用途	5
4.1.1. カドミウム及びその化合物(PS1)	6
4.1.2. 六価クロム化合物(PS2)	6
4.1.3. 鉛及びその化合物(PS3)	7
4.1.4. 水銀及びその化合物(PS4)	11
4.2. その他の除外用途	12
4.2.1. ジオクチルスズ化合物(DOT) (PS8)	12
4.2.2. ホルムアルデヒド(PS15)	12
4.2.3. 芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料(AZO) (PS18)	12
4.2.4. 多環芳香族炭化水素類(PAH) (PS22)	12
4.2.5. フタル酸エステル類(PS24、PS25、PS26、PS27)	12
4.2.6. ハイドロフルオロカーボン類(HFC) (PS29)	12
4.2.7. ペルフルオロオクタン酸、その塩及び関連物質(PFOA) (PS30)	12
5. 含有情報の管理と報告	13
6. 参照法規制	16
改訂履歴	18

本指針の関連文書はリンナイの WEB サイトで公開する。

URL: https://www.rinnai.co.jp/corp/green_procurement/

1. 目的

リンナイ化学物質管理指針は、環境や健康への影響から法規制等で制限された化学物質を取引先様に開示し、リンナイグループ(以下「リンナイ」)が出荷する製品の法令順守を目的とする。

本指針の化学物質とは、納入品に含まれる、又は納入品から発生する物質(以下「含有物質」)を対象とする。

本指針は、リンナイグリーン調達基準書(以下「E-調達基準書」)の附属書である。

2. 用語の定義

用語	定義
環境管理物質	リンナイが管理対象とする化学物質で、使用禁止物質、又は使用管理物質に区分する。
使用禁止物質	納入品に対して、基準値を超えて含有、及び発生を禁止する物質。ただし、本指針、又は法規制で定める除外用途に該当する場合を除く。物質に対して「PS 連番」の通り付番する。
使用管理物質	納入品に対して、意図的に使用し、基準値を超えて含有する場合、含有量を把握する物質。物質に対して「RS 連番」の通り付番する。
基準値	環境管理物質の含有量、又は発生量に対して定めるもの。
濃度	均質材料に含まれる単一の環境管理物質の割合。
均質材料	機械的に異なる材料に分解できない材料。
意図的使用	納入品、又はその構成部材に、製造等において必要があって用いること。
除外用途番号	RoHS 指令、又はリンナイが定める除外用途の識別番号。

3. 環境管理物質¹

使用禁止物質

番号	物質群名	略称	基準値	除外 ²	
PS1	カドミウム及びその化合物	-	カドミウムとして 100ppm 以下 *電池: 電池重量に対して 20ppm 以下	*包装材: 包装材重量に 対して重金属 (カドミウム、 六価クロム、 鉛、水銀)の 合計量 100ppm 以下	有
PS2	六価クロム化合物	-	六価クロムとして 1000ppm 以下		有
PS3	鉛及びその化合物	-	鉛として 1000ppm 以下		有
PS4	水銀及びその化合物	-	水銀として 1000ppm 以下 *電池: 電池重量に対して 5ppm 以下		有
PS5	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	TBTO	意図的使用禁止	-	
PS6	三置換有機スズ化合物(TBTOを含む)	-	スズとして 1000ppm 以下	-	
PS7	ジブチルスズ化合物	DBT	スズとして 1000ppm 以下	-	
PS8	ジオクチルスズ化合物	DOT	スズとして 1000ppm 以下	有	
PS9	短鎖塩素化パラフィン類	SCCP	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 1500ppm 以下	-	
PS10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上)	PCN	意図的使用禁止	-	
PS11	ポリ塩化ビフェニル類	PCB	意図的使用禁止	-	
PS12	ポリ塩化ターフェニル類	PCT	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 50ppm 以下	-	
PS13	ポリブロモビフェニル類	PBB	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 1000ppm 以下	-	
PS14	ポリブロモジフェニルエーテル類	PBDE	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 1000ppm 以下	-	
PS15	ホルムアルデヒド	-	0.005mg/m ² ・h 未満 (JIS/JAS エフ・フォースター等級相当)	有	
PS16	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩	PFOS	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 1000ppm 以下 *布地・表面処理: 1µg/m ² 以下	-	
PS17	アスベスト類	-	意図的使用禁止	-	
PS18	芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料	AZO	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 芳香族アミンとして 30ppm 以下	有	
PS19	オゾン層破壊物質	-	意図的使用禁止	-	
PS20	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	-	意図的使用禁止	-	
PS21	ジメチルフマレート	DMF	0.1ppm 以下	-	
PS22	多環芳香族炭化水素類	PAH	1ppm 以下	有	
PS23	ヘキサブロモシクロデカン類	HBCD	意図的使用禁止 非意図的使用の場合 100ppm 以下	-	
PS24	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	DEHP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
PS25	フタル酸ブチルベンジル	BBP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
PS26	フタル酸ジブチル	DBP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
PS27	フタル酸ジイソブチル	DIBP	フタル酸エステル 4 種の合計量 1000ppm 以下	有	
PS28	塩化リン酸エステル系難燃剤	-	1000ppm 以下	-	
PS29	ハイドロフルオロカーボン類	HFC	意図的使用禁止	有	
PS30	ペルフルオロオクタンスルホン酸、その塩及び関連物質	PFOA	PFOA(その塩を含む)の場合 25ppb 以下 1 つ又は複数の PFOA 関連物質の 組合せの場合 1000ppb 以下	有	

使用管理物質

番号	物質群名	略称	基準値	除外
RS**	REACH 規則 高懸念物質	SVHC	意図的使用かつ 1000ppm 以下	-

¹ 例示物質リストは関連文書を参照。URL: https://www.rinnai.co.jp/corp/green_procurement/

² 除外用途の有無。4 項「使用禁止物質の除外用途」を参照。

4. 使用禁止物質の除外用途³

4.1. RoHS 指令に基づく除外用途

RoHS 指令で定める電気電子機器のカテゴリーと、対応するリンナイの製品は以下の通り。
リンナイに対する納入期限は法規制で定める期限の 6 ヶ月前とする。

リンナイ製品のカテゴリー

区分	製品	カテゴリー
給湯機器	ハイブリッド給湯・暖房システム ガス給湯器	1
	浴室テレビ	4
厨房機器	ビルトインガスコンロ ガステーブル 食器洗い乾燥機 オーブン	1
空調機器	ガスファンヒーター ガス FF 暖房機 ガス暖炉 浴室暖房乾燥機 ガス衣類乾燥機	1
-	その他上記に当てはまらない製品	11

³ リンナイと関連性の高い除外用途は関連文書を参照。
URL: https://www.rinnai.co.jp/corp/green_procurement/

4.1.1. カドミウム及びその化合物(PS1)

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	2012年1月1日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	2021年7月21日 ・カテゴリ-8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ-8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ-9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ-11
8(b)-I	次の電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカー ・熱感知制御 ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・直流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または直流 125V 以上で定格電流 12A 以上の直流スイッチ ・定格電力が交流 18V 以上で定格電流 20A 以上の交流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	2021年7月21日 ・カテゴリ-1~7、10
13(b)	フィルターガラスおよび反射標準に用いられるガラス中の鉛とカドミウム	2023年7月21日 ・カテゴリ-8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ-9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ-11 2021年7月21日 ・上記以外のカテゴリ-8、9
13(b)-(II)	ストライキング光学フィルターガラス中のカドミウム。ただし、39項目に該当する用途は除く	2021年7月21日 ・カテゴリ-1~7、10
13(b)-(III)	反射標準に用いられる釉薬中の鉛とカドミウム	2021年7月21日 ・カテゴリ-1~7、10
21	ホウケイ酸ガラス、ソーダガラス等のガラスのエナメル印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	2021年7月21日 ・カテゴリ-8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ-9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ-8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ-9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ-11
21(a)	フィルタリング機能のためにカラー印刷されたガラス中、またはEEEのディスプレイや制御盤の照明用途の成分として使用されるカドミウム	2021年7月21日 ・カテゴリ-1~7、10(21(b)又は39番の用途を除く)
21(b)	ホウケイ酸ソーダ石灰ガラスなどのガラスのエナメル加工に用いられる印刷インク中のカドミウム	2021年7月21日 ・カテゴリ-1~7、10(21(a)又は39番の用途を除く)
30	音圧レベル 100dB(A)以上の高耐久カスピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金	2016年7月21日
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	2016年7月21日
39	イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm ² あたりのカドミウム <10µg)に含まれるカドミウム	2014年7月1日
39(a)	ディスプレイ照明用に使用する低カドミウム系半導体ナノ結晶量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイ面積 1 ミリ平方あたり <0.2µg Cd)	2019年10月31日
40	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトカブラ用フォトレジスタ中のカドミウム	2013年12月31日

4.1.2. 六価クロム化合物(PS2)

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる0.75wt%以下の六価クロム	審議中

4.1.3. 鉛及びその化合物(PS3)

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛	2016年7月21日
5(b)	蛍光管のガラスに含まれる0.2wt%を超えない鉛	審議中
6(a)	機械加工用の鉄合金および亜鉛メッキ鋼に含まれる0.35wt%以下の鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ8、9 (体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
6(a)-I	機械加工用途の鋼材中の合金元素として含まれる0.35wt%までの鉛とホットディップ溶融亜鉛めっき鋼に含まれる0.2wt%までの鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10
6(b)	アルミニウム合金に含まれる0.4wt%以下の鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ8、9 (体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10
6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	2021年5月18日 ・カテゴリ1~7、10
6(c)	銅合金に含まれる4wt%以下の鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8、9 (体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
7(a)	高融点ハンダ(85wt%以上の鉛を含む鉛ベース合金)に含まれる鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10(24番の用途を除く) ・カテゴリ8、9 (体外診断用機器、産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
7(b)	サーバー、ストレージおよびストレージアレイシステム、スイッチング・シグナリング・伝送および通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラストラクチャー機器用のハンダに用いられる鉛	2016年7月21日
7(c)-I	ガラス・セラミック(コンデンサ中の誘電セラミックを除く)に鉛を含む電気・電子部品(圧電デバイス等)またはガラス・セラミック母材化合物に鉛を含む電気・電子部品	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10(34番の用途を除く) ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
7(c)-II	定格電圧交流 125Vまたは直流 250V以上のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	7(c)-I及び7(c)-IVの対象範囲には適用しない 2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
7(c)-III	定格電圧が交流 125Vまたは直流 250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2013年1月1日より前に上市された電気電子機器用スペアパーツのみ使用可
7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けのジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
9(b)	冷暖房・空調装置・冷蔵庫(HVACR)の冷媒コンプレッサーに用いられるベアリングシェルおよびプッシュに含まれる鉛	2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11 2021年7月21日 ・上記以外のカテゴリ8、9
9(b)-I	暖房・換気・空調・冷凍(HVACR)用途における定格電力 9kW以下の冷媒含有密閉式スクロールコンプレッサの軸受胴と軸受筒に含まれる鉛	2019年7月21日 ・カテゴリ1
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器用スペアパーツのみ使用可
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	2013年1月1日より前に上市された電気電子機器用スペアパーツのみ使用可
12	熱伝導モジュール型Cリング向けコーティング材料としての鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器用スペアパーツのみ使用可
13(a)	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛	2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11 2021年7月21日 ・上記以外のカテゴリ
13(b)	フィルターガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれる鉛	2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11 2021年7月21日 ・上記以外のカテゴリ8、9
13(b)-I	イオンカラード光学フィルターガラス中の鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10
13(b)-III	反射標準に用いられる釉薬中の鉛とカドミウム	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10
14	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる2種類超の元素で構成されるハンダに含まれる鉛で、その含有が80wt%超かつ85wt%未満のもの	2011年1月1日より前に上市された電気電子機器用スペアパーツのみ使用可
15	ICフリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用ハンダに含まれる鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
15(a)	次の基準を満たす集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に用いられるはんだに含まれる鉛 ・半導体テクノロジー・ノードが 90nm 以上 ・任意の半導体テクノロジー・ノードで 300mm ² 以上の単一ダイ ・300mm ² 以上のダイまたは 300mm ² 以上のシリコンインターポーザーによる積層ダイパッケージ	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ1~7、10
16	ケイ酸塩がコーティングされたバルブを有する直管白熱球の鉛	2013 年 9 月 1 日
17	業務用複写機器に使用される高輝度放電(HID)ランプに発光物質として使用されるハロゲン化鉛	2016 年 7 月 21 日
18(a)	SMS((Sr,Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リンググラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)	2011 年 1 月 1 日
18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb)などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして用いられる放電ランプの蛍光剤パウダー(1wt%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023 年 7 月 21 日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024 年 7 月 21 日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
18(b)-I	医療用光線療法機器として使用され、BSP (BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉末中の活性剤としての 1wt%以下の鉛	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ5、8(附属書 IV 34 番の用途を除く)
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	2011 年 6 月 1 日
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前面および後面基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	2011 年 6 月 1 日
21	ホウケイ酸ガラス、ソーダガラス等のガラスのエナメル印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023 年 7 月 21 日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024 年 7 月 21 日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル加工に用いられる印刷インク中の鉛	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ1~7、10
23	ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げ材中の鉛	2010 年 9 月 24 日より前に上市された電気電子機器用スベアパーツのみ使用可
24	機械加工スルホール式円盤状/平面アレイ状セラミック積層コンデンサのハンダ付けに用いるハンダに含まれる鉛	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023 年 7 月 21 日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024 年 7 月 21 日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の構造材、特にシールフリットおよびフリットリングに用いられる酸化鉛	2016 年 7 月 21 日
26	ブラックライトブルー (BLB) ランプのガラス管体に含まれる酸化鉛	2011 年 6 月 1 日
29	欧州理事会指令 69/493/EEC の附属書 I(カテゴリ1、2、3、4)で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	2021 年 7 月 21 日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023 年 7 月 21 日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024 年 7 月 21 日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
31	水銀不使用の平面蛍光灯(液晶ディスプレイ、デザイン、工業用照明などに使用)のハンダに含まれる鉛	2016年7月21日
32	アルゴン-クリプトンレーザー管のウィンドウアッセンブリ作製用シールフリットに含まれる酸化鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
33	パワートランスの100μm以下の細径銅線をハンダ付けするためのハンダに含まれる鉛	2016年7月21日
34	サーメット型トリマーポテンショメーターの素子に含まれる鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
37	ホウ酸亜鉛ガラスを基材とする高圧ダイオードのメッキ層に含まれる鉛	2021年7月21日 ・カテゴリ1~7、10 ・カテゴリ8(体外診断用機器を除く) ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器を除く) 2023年7月21日 ・カテゴリ8(体外診断用機器) 2024年7月21日 ・カテゴリ9(産業用監視・制御機器) ・カテゴリ11
41	技術的理由から携帯式の燃焼機関(EU指令97/68/ECのクラスSH:1、SH:2、SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはその内部に装着される次の部品に含まれる鉛 ・電気電子構成部品のはんだ、および端子処理仕上げ材中の鉛 ・点火用モジュールまたはその他の電気電子的エンジン制御システムに使用されるプリント配線基板の仕上げ材中の鉛	審議中
42	業務用非道路機器で使用され、次の条件に合致するディーゼルおよびガス燃料で駆動する内燃エンジンのベアリングおよびブッシュ中の鉛 ・エンジンの総排気量が15リットル以上の場合 ・エンジンの総排気量が15リットル未満であり、スタートから全負荷までの時間が10秒未満で設計された、または、鉱業や建設、農業用など、通常過酷な屋外環境で使用・メンテナンスされる場合	2024年7月21日 ・カテゴリ11(6(c)番の用途を除く)

4.1.4. 水銀及びその化合物(PS4)

除外用途番号	除外用途	適用範囲・期限
1	片口金蛍光ランプに含まれる 1 灯あたり以下の量を超えない水銀	-
1(a)	30W 未満の一般照明用途: 2.5mg 以下	審議中
1(b)	30W 以上 50W 未満の一般照明用途: 3.5mg 以下	審議中
1(c)	50W 以上 150W 未満の一般照明用途: 5mg 以下	審議中
1(d)	150W 以上の一般照明用途: 15mg 以下	審議中
1(e)	環形あるいは四角形で直径 17mm 以下の一般照明用途: 7mg 以下	審議中
1(f)	特殊用途: 5mg 以下	審議中
1(g)	20,000 時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W 未満: 3.5mg 以下	審議中
2(a)	一般用両口金直管蛍光ランプに含まれる 1 灯あたり以下の量を超えない水銀	-
2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 9mm 未満(例 T2): 4mg 以下	審議中
2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 9mm 以上 17mm 以下(例 T5): 3mg 以下	審議中
2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 17mm 超 28mm 以下(例 T8): 3.5mg 以下	審議中
2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 28mm 超(例 T12): 3.5mg 以下	審議中
2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ: 5mg 以下	審議中
2(b)	他の蛍光ランプに含まれる 1 灯あたり以下の量を超えない水銀	-
2(b)(1)	ランプ径 28mm 超の直管蛍光ハロゲンランプ(例 T10 および T12)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 10mg を超えない	2012 年 4 月 13 日
2(b)(2)	直管蛍光ランプ以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(径の規定なし): 15mg 以下	2016 年 4 月 13 日
2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプ径 17mm 超 (例 T9): 15mg 以下	審議中
2(b)(4)	その他の一般照明用途および特殊用途 (例 誘導ランプ): 15mg 以下	審議中
3	冷陰極蛍光ランプ(CCFL)および外部電極蛍光ランプ(EEFL)に含まれる 1 灯あたり以下の量を超えない水銀	-
3(a)	短尺ランプ(500mm 以下): 3.5mg 以下	審議中
3(b)	中尺ランプ(500mm 超 1500mm 以下): 5mg 以下	審議中
3(c)	長尺ランプ(1500mm 超): 13mg 以下	審議中
4(a)	その他の低圧放電管ランプ(ランプ当たり): 15mg 以下	審議中
4(b)	演色指数 60 以上の一般照明用途の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる 1 灯あたり以下の量を超えない水銀	-
4(b-I)	P(ランプ電力) ≤ 155W: 30mg 以下	審議中
4(b-II)	155W < P ≤ 405W: 40mg 以下	審議中
4(b-III)	405W < P: 40mg 以下	審議中
4(c)	その他の一般照明用途の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる 1 灯あたり以下の量を超えない水銀	-
4(c-I)	P(ランプ電力) ≤ 155W: 25mg 以下	審議中
4(c-II)	155W < P ≤ 405W: 30mg 以下	審議中
4(c-III)	405W < P: 40mg 以下	審議中
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	2015 年 4 月 13 日
4(e)	メタルハライドランプ(MH)に含まれる水銀	審議中
4(f)	EU 指令 2011/65/EU(RoHS 指令)附属書 III に、特に定められていないその他のランプに含まれる水銀	審議中
4(g)	標識、装飾用または建築用かつ専門家用照明および光美術品に使用される手工芸的放電灯中の水銀で、水銀含有量は以下の通り: (a) 20°C 未満の温度にさらされる屋外用および屋内用途において、電極 1 対あたり 20mg に管長 1cm あたり 0.3mg を加算、ただし 80mg を超えない (b) その他全ての屋内用途において、電極 1 対あたり 15mg に管長 1cm あたり 0.24mg を加算、ただし 80mg を超えない	2018 年 12 月 31 日

4.2. その他の除外用途

4.2.1. ジオクチルスズ化合物(DOT)(PS8)

除外用途番号	除外用途
DOT-1	下記以外の用途 肌との接触が意図される織物成形品、手袋、肌との接触が意図される履物またはその一部、壁および床の被覆材、育児用品、女性用衛生用品、おむつ、2液室温硬化型押しキット(RTV-2型押しキット)

4.2.2. ホルムアルデヒド(PS15)

除外用途番号	除外用途
FO-1	下記以外の用途 1. 建築材料: 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材(LVL)、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材 2. 建築材料(施工時に塗布されるもの): 塗料、仕上塗材、接着剤

4.2.3. 芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料(AZO)(PS18)

除外用途番号	除外用途
AZO-1	布製品、革製品など人の皮膚に直接かつ長時間接触するもの以外に含まれる芳香族アミンを形成するアゾ染料・顔料

4.2.4. 多環芳香族炭化水素類(PAH)(PS22)

除外用途番号	除外用途
PAH-1	皮膚や口腔に繰り返し接触するゴム、プラスチック以外に含まれる PAH

4.2.5. フタル酸エステル類(PS24、PS25、PS26、PS27)

除外用途番号	除外用途
Ph-1	2018年7月以前にリンナイで開発された部品に含まれるフタル酸エステル類
Ph-2	RoHS指令対象製品に含まれる、単一の物質の含有量が ⁶ 1000ppm以下のフタル酸エステル類

4.2.6. ハイドロフルオロカーボン類(HFC)(PS29)

除外用途番号	除外用途
HFC-1	給湯・空調機器に含まれる HFC

4.2.7. ペルフルオロオクタン酸、その塩及び関連物質(PFOA)(PS30)

除外用途番号	除外用途
PFOA-1	リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PFOA

5. 含有情報の管理と報告

5.1. 含有情報の管理

取引先様は、納入品の含有物質に関する情報(以下「含有情報」)を適切に管理する。

含有情報は次の通り。

項目		詳細
含有有無		環境管理物質の含有、又は発生有無
物質名		本指針で定義された名称
含有状態		<ul style="list-style-type: none">含有、又は発生濃度が基準値以下、又は含有、又は発生濃度が基準値超え、又は除外用途に該当
含有量	質量	<ul style="list-style-type: none">対象物質の最大質量(g)、及び使用禁止物質の金属、及び金属化合物の場合は、金属元素の最大質量
	濃度	<ul style="list-style-type: none">均質材料中の対象物質の最大濃度(%)、及び使用禁止物質の金属、及び金属化合物の場合は、金属元素の最大濃度
含有部位		納入品の構成部位(部品名称、図番)
用途		<ul style="list-style-type: none">含有物質の用途、又は使用禁止物質の場合、除外用途番号 (4項「使用禁止物質の除外用途」参照)
根拠資料		<ul style="list-style-type: none">含有の有無を示す文書、又は含有物質の質量、又は濃度を示す文書

5.2. 含有情報の根拠資料

根拠資料の例

1. 安全データシート(SDS)
2. 材料検査証明書(ミルシート等)
3. chemSHERPA-AI(成形品の伝達情報)
4. chemSHERPA-CI(化学品の伝達情報)
5. 各種工業会等が定義した情報伝達シート(JAMA シート等)
6. 仕入先が発行した文書(適合宣言書、分析結果報告書等)
7. その他、必要事項が記載された文書

5.3. 含有情報の把握

含有情報は、取引先様の責任で合理的な手段により把握する。次の方法を例示する。

1. 社内、及び社外の分析装置で測定
2. 構成部材の仕入先へ調査
3. 原材料の仕様や文献等から自社で判断

5.4. 含有情報の報告

含有情報は、本項で定める方法により取引先様からリンナイに対して報告する。
ただし、リンナイの支給部材は報告対象から除く。

1. リンナイ取引先ポータルサイト R-LINE
URL: <http://rgs-net.r-talk.jp/>
2. 含有情報シート
含有情報シートの公開場所:
URL: https://www.rinnai.co.jp/corp/green_procurement/
3. その他リンナイの指定する方法

5.5. 不適合の報告

本指針で定める基準に適合しない場合、取引先様からリンナイへ報告する。
取引先様は、リンナイの発注部門の担当者へ報告し、双方で対応を協議する。

5.6. 含有情報の変更

過去に報告した含有情報に変更が生じる場合は、取引先様から事前にリンナイへ報告する。
取引先様は、リンナイの発注部門の担当者及び、環境部へ報告する。

6. 参照法規制

6.1. 使用禁止物質

規制国	番号	法規制等の名称(該当条項または物質リスト名)	略称
日本	1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (第1種特定化学物質)	化審法
	2	労働安全衛生法 (第五十五条 製造等の禁止)	労安法
	3	建築基準法 (第二十八条の二 石綿その他の物質の飛散又は発散 に対する衛生上の措置)	建築基準法
	4	建築基準法施行令 (第二十条の七 居室を有する建築物の建築材料につ いてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)	建築-F
	5	国土交通省告示第 1113 号、1114 号及び 1115 号 (第一種、第二種、及び第三種ホルムアルデヒド発散建 築材料を定める件)	国交省-F
	6	日本工業規格、及び日本農林規格で定めるホルムアル デヒド放散量、及び放散速度の等級	JIS/JAS-F
	7	資源の有効な利用の促進に関する法律 (第二条第十項の指定再利用促進製品に対して定める 含有物質管理要件)	資源有効利用 促進法
	8	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (特定物質・特定物質代替物質)	オゾン層保護法
EU	9	指令 2011/65/EU (附属書 II)	RoHS 指令
	10	指令 94/62/EC (Article 11: Concentration levels of heavy metals present in packaging)	包装材指令
	11	規則(EC) No 1907/2006 (附属書 XVII)	REACH 規則
	12	規則(EC) 2019/1021 (附属書 I)	POPs 規則
	13	指令 91/157/EEC (Article 4: Prohibitions)	電池指令
米国	14	特定州 有害物包装材規制	包装材規制
	15	特定州 難燃剤規制	難燃剤規制
	16	メリーランド州 Environment (Section 6-1201 から 6-1205: Subtitle 12. Brominated Flame Retardants)	メリーランド 難燃剤
	17	カリフォルニア州 Health and Safety Code (HSC) (Section 116875 から 116890: ARTICLE 4. Lead Materials)	カリフォルニア 鉛
台湾	18	商品検査法 (CNS 15663 第 5 節「含有表示」102 年度版)	台湾 RoHS
中国	19	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (第三条第五項 有害物質)	中国 RoHS
その他	20	リンナイのお客様が指定する物質	-

6.2. 使用禁止物質の除外用途

番号	物質群	法規制	該当項目
PS1 PS2 PS3 PS4	カドミウム 六価クロム 鉛 水銀	RoHS 指令	2011/65/EU 附属書 III 2012/50/EU 附属書 - 7(c)-IV 2012/51/EU 附属書 - 40 2014/14/EU 附属書 - 1(g) 2014/72/EU 附属書 - 41 2014/76/EU 附属書 - 4(g) (EU) 2017/1009 附属書 - 13(b), 13(b)-(I), 13(b)-(II), 13(b)-(III) (EU) 2017/1010 附属書 - 9(b), 9(b)-(I) (EU) 2017/1011 附属書 - 13(a) (EU) 2017/1975 附属書 - 39(a) (EU) 2018/736 附属書 - 7(c)-I (EU) 2018/737 附属書 - 24 (EU) 2018/738 附属書 - 34 (EU) 2018/739 附属書 - 6(a) (EU) 2018/740 附属書 - 6(b) (EU) 2018/741 附属書 - 6(c) (EU) 2018/742 附属書 - 7(a) (EU) 2019/169 附属書 - 7(c)-II (EU) 2019/170 附属書 - 7(c)-IV (EU) 2019/171 附属書 - 8(b), 8(b)-I (EU) 2019/172 附属書 - 15, 15(a) (EU) 2019/173 附属書 - 21, 21(a), 21(b), 21(c) (EU) 2019/174 附属書 - 29 (EU) 2019/175 附属書 - 32 (EU) 2019/176 附属書 - 37 (EU) 2019/177 附属書 - 18(b), 18(b)-I (EU) 2019/178 附属書 - 42
PS8 PS18 PS22 PS24 PS25 PS26 PS27	DOT AZO PAH DEHP BBP DBP DIBP	REACH 規則	(EC) No 1907/2006 附属書 XVII - エントリー 20: DOT - エントリー 43: AZO (EU) No 1272/2013 附属書 - エントリー 50: PAH (EU) 2018/2005 附属書 - エントリー 51: フタル酸エステル類

6.3. 使用管理物質

規制国	番号	法規制等の名称(該当条項または物質リスト名)	略称
EU	21	規則(EC) No 1907/2006 (Article 33: Duty to communicate information on substances in articles)	REACH 規則

改訂履歴

制定	2004年8月30日	第1版
改訂	2011年4月20日	第2版
	2012年7月2日	第3.0版
	2018年4月1日	第4版
	2019年7月29日	第4.1版

第4.1版の主な改訂内容

関連法規制等の改正を受け、以下の通り改訂する。旧版から変更した箇所は下線を引く。

使用禁止物質の変更

第4版	第4.1版(今回)
新規追加	塩化リン酸エステル系難燃剤 ハイドロフルオロカーボン類 ペルフルオロオクタン酸、その塩及び関連物質
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (呼称の変更)

使用禁止物質の基準値の変更

番号	物質群名	第4版	第4.1版(今回)
PS24	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1000ppm 以下	フタル酸エステル4種の合計量 1000ppm 以下
PS25	フタル酸ブチルベンジル	1000ppm 以下	
PS26	フタル酸ジブチル	1000ppm 以下	
PS27	フタル酸ジイソブチル	1000ppm 以下	

使用禁止物質の除外用途の変更

番号	物質群名	第4版	第4.1版(今回)
PS1	カドミウム及びその化合物	省略	省略 (RoHS 指令の改訂を反映)
PS3	鉛及びその化合物	省略	
PS4	水銀及びその化合物	省略	
PS16	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩	省略	削除
PS24	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	新規追加	RoHS 指令対象製品に含まれる、単一の物質の含有量が1000ppm 以下のフタル酸エステル類
PS25	フタル酸ブチルベンジル		
PS26	フタル酸ジブチル		
PS27	フタル酸ジイソブチル		
PS29	ハイドロフルオロカーボン類	新規追加	給湯・空調機器に含まれるHFC
PS30	ペルフルオロオクタン酸、その塩及び関連物質	新規追加	リンナイが個別に使用を認めた部材に含まれる PFOA

参照法規制の変更

第4版	第4.1版(今回)
規則(EC) No 850/2004 (附属書 I)	規則(EC) 2019/1021 (附属書 I)
新規追加	米国 特定州 難燃剤規制

発行

リンナイ株式会社

生産本部 購買部

454-0802 愛知県名古屋市中川区福住町 2-26

環境部

480-0133 愛知県丹羽郡大口町替地 3-1

rscope@rinnai.co.jp